

# 小規模多機能型居宅介護ひとい木

## 重要事項説明書

### 1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人社団友愛会
主たる事務所の所在地	岐阜市八代1丁目7番地1
法人種別	医療法人
代表者名	岩砂智丈
電話番号	058-231-2631

### 2. 事業所の概要

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護ひとい木
指定事業者番号	2190104535
所在地	岐阜市福光東3-10-8
電話番号	058-210-2010
営業日 営業時間 (訪問サービス) (通いサービス) (宿泊サービス)	1年を通じて毎日営業する(休業日は設けない) 午前8:00～午後5:00 24時間 午前8:00～午後8:00 午後8:00～午前8:00
通常の事業の実施地域	岐阜市内で、 長良、長良西、長良東、岩野田、岩野田北、鷺山、常磐、 則武、早田、島地区
登録定員 利用定員(通いサービス) (宿泊サービス)	29名 18名 9名

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
運営の方針	利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を最後まで継続することが出来るよう支援し、地域住民との交流を図りつつ、利用者の心身の状況、希望および必要性の置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

#### 4. 従業者の職種、員数および勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護支援専門員	1名	常勤
介護従業者	介護福祉士等	6名以上	常勤または非常勤
	看護師または准看護師	1名以上	常勤または非常勤
介護支援専門員	介護支援専門員	1名以上	常勤または非常勤

#### 5. サービスの内容およびその他の費用の額

##### (1) サービスの種類

	概要	保険適用有無
(介護予防) 小規模多機能型 居宅介護サービス	<p>【通いサービス】 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。</p> <p>【訪問サービス】 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。</p> <p>【宿泊サービス】 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。</p>	保険適用有
食事の提供に関する費用	<p>朝食 420円 昼食 640円 夕食 640円</p> <p>※日常以外の特別食（医師の指示による治療食を含む）等は、その都度その内容により相談させていただきます。</p>	保険給付外
宿泊に要する費用	<p>1泊 2100円</p> <p>&lt;宿泊室の詳細&gt; (1) 洋室9 (2) 収納棚 (3) ナースコール</p>	保険給付外
おむつ代	自費	保険給付外

##### (2) 利用料金

「別紙1 ひとつい木 料金表」に記載

- ※ 当事業所は、原則として利用申し込みに応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービスまたは宿泊サービスの提供が出来ない日がある場合もございますのでご了承ください。
- ※ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画（以下、介護計画）に定めた期日より利用が少なかった場合、または介護計画に定めた期日より、多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません（保険給付外の料金につきましては、利用実績に応じた金額となります）。
- ※ 月途中から登録した場合または、月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日を指します。
  - 「登録日」…利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問および宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。
  - 「登録終了日」…利用者と当事業所の利用契約を終了した日。
- ※ 当日の利用の取り消しの連絡は、前日または、当日の午前8時30分までに当事所へご連絡ください。ただし、当日のキャンセルにつきましては、食費をお支払いいただきます

## 6. 交通費実費

利用者の居宅が当該事業所の通常の事業実施地域以外にある時は、送迎に要する費用および訪問サービスに要した交通費について、事業実施地域を超える地点から1キロメートルにつき40円お支払いいただきます。

## 7. 支払方法

利用料につきましては、1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 金融機関での自動引き落とし

金融機関での自動引き落としの場合、翌月の27日（休日・祝日の場合は翌営業日）に利用者および連帯保証人が指定した金融機関口座より自動引き落とし致します。契約時に金融機関指定用紙の預金口座振替依頼書（金融機関口座自動引き落とし申込書）に記入していただきます。

## 8. 苦情申立窓口

事業者 相談窓口	【小規模多機能型居宅介護ひとい木】 月～土曜 午前8：30～午後5：00 電 話 (058) 210-2010 担 当 者 管理者・介護支援専門員
岐阜市役所 介護保険課支援係	月～金曜 午前8：45～午後5：30 電 話 (058) 214-2093(直通)
岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情相談係	月～金曜 午前9：00～午後5：00 電 話 (058) 275-9826

## 9. 緊急時の対応方法

利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。また、利用者および家族若しくは連帯保証人が指定するものに対し、緊急に連絡します。

協力医療機関名	住所	電話番号
岩砂病院・岩砂マタニティ	岐阜市八代1丁目7-1	(058) 231-2631
岩砂歯科クリニック	岐阜市八代1丁目13-1	(058) 214-4618

## 10. 損害賠償

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時は、事業者の損害賠償の責は負えません。

- (1) 身体拘束の原則禁止により、基本的介護サービスを行います。法律を遵守することにより転倒等の事故が起こった場合。
- (2) 法定の勤務体制中であり、当事業所に故意過失がない場合。
- (3) 利用者に故意または過失が認められる場合。

## 11. 運営推進会議の設置

当事業所では、(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容について評価、要望、助言を受けるため、次の通り運営推進会議を設置しています。

〈運営推進会議〉

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、行政小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：概ね2ヶ月に1回

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

## 12. 非常災害対策

防災設備	スプリンクラー、消火器、自動火災報知機、非常通報装置
防災訓練	年2回実施

## 13. 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置（委員会の開催、指針整備等）

2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

#### 14. その他留意事項

利用者またはその家族等が、事業者やサービス従業者に対して次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

- (1) パワーハラスメント(身体的・精神的暴力)、セクシュアルハラスメント(性的ないやがらせ)などの行為
- ①パワーハラスメントの例
    - ・物を投げつける、たたく、ひっかく、つねる
    - ・威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽な要求をする
    - ・怒鳴るなど
  - ②セクシュアルハラスメントの例
    - ・必要もなくサービス従業者の体を触る
    - ・卑猥な言動を繰り返す
    - ・わいせつな写真等を見せる など
  - ③その他
    - ・サービス従業者の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
    - ・ストーカー行為 など
- (2) サービス利用中に、同意なくサービス従業者を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載すること
- 当事業者は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に当たり、本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日  
小規模多機能型居宅介護ひとい木

説明者：職種 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

小規模多機能型居宅介護ひとい木

## 利用契約書

様 (以下「利用者」といいます) と、  
医療法人社団友愛会 小規模多機能型居宅介護ひとい木 (以下「事業者」といいます)  
は、利用者に対して行う (介護予防) 小規模多機能型居宅介護について、次のとおり契約 (以下「本契約」といいます) を行います。

### (小規模多機能型居宅介護サービスの目的)

第1条 事業者は、介護保険法令およびこの契約に従い、利用者に対し、住み慣れた地域で生活するため、自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

### (契約期間)

第2条 本契約書の有効期間は、令和 年 月 日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### (小規模多機能型居宅介護サービスの基本内容)

第3条 事業者は、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスとして、通いサービスを中心として、訪問サービス、宿泊サービス、その他電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせたサービスを提供します。

- 2 事業者が提供する (介護予防) 小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3 事業者が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

### (小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針)

第4条 事業者は、事業者の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。

- 2 事業者は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第7条に規定する (介護予防) 小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。

- 3 事業者は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練および必要な援助を行います。
- 4 事業者は、提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5 事業者は、利用者の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6 事業者は、懇切丁寧に（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、利用者および利用者の連帯保証人に対し、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7 事業者は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 8 事業者は、利用者が通いサービスおよび訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等利用者の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

#### **（居宅サービス事業者等との連携）**

- 第5条 事業者は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めます。
  - 3 事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、利用者の家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者の居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

#### **（居宅サービス計画の作成・変更等）**

- 第6条 事業者の介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画を作成します。
- 2 事業者の介護支援専門員は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

- 3 事業者は、利用者が他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画およびその実施状況に関する書類を交付します。

#### **（小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）**

- 第7条 事業者の介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 2 （介護予防）小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
  - 3 事業者の介護支援専門員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況および利用者の様態の変化等を把握し、利用者の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
  - 4 利用者は、事業者に対し、いつでも（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。事業者の介護支援専門員は、利用者からの申し出があった場合、第1条に規定する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、利用者の希望に添うよう計画を変更します。
  - 5 事業者の介護支援専門員は、（介護予防）小規模多機能型居宅介護計画を作成しまたは変更した際には、利用者および連帯保証人に対し、その内容を説明します。提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容および利用料を説明し、利用者の同意を得ます。

#### **（小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録）**

- 第8条 事業者は、利用者に対して（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容および介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2 事業者は、利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保管します。
  - 3 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、家族および連帯保証人、もしくはその他の者（利用者の代理人を含みます）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場限り、これに応じます。

#### **（利用料等）**

- 第9条 事業者が提供する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの利用月毎の

利用料およびその他の費用は、「別紙1 利用料金一覧表」に記載したとおりです。

- 2 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業者に対し、2 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受ける場合、利用者は、事業者に対し、原則として介護保険負担割合証に基づいた割合の利用料を支払います。ただし、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者が市町村から払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

ただし、介護保険法令に基づいて、利用者が、保険給付を償還払い（一旦利用者が事業者に対し全額を支払い、その後利用者が市町村から9割分の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、事業者に対し、利用料の全額を支払います。

- 3 事業者から提供を受けるサービスが介護保険の適用を受けない場合、利用者は、事業者に対し、利用料の全額を支払います。
- 4 事業者は、通常の事業実施地域以外の利用者の居宅において訪問サービスを提供する場合、事業者の通常の事業実施地域以外に居住する利用者に対して送迎を行なう場合、利用者に対し、交通費の実費を徴収します。
- 5 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を利用者が指定した金融機関の口座から翌月の27日（休日・祝日の場合は翌営業日）に自動引き落としの方法で支払います。支払方法は、原則として口座引き落としとしますが、銀行振込、あるいは現金による支払いもご相談ください。
- 6 事業者は、利用者から利用料等の支払いを受けたときは、利用者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業者が提供する各種のサービスごとの介護保険給付の対象となるものと対象外との区別、領収金額の内訳を表示します。
- 7 事業者は、利用者および連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者および連帯保証人の指定する者に対して、領収書および請求書を所定の方法により交付します。
- 8 前項までに定める利用料金の支払いを連帯保証人が負うべき場合、上限額は15万円とします。

#### **(連帯保証人)**

第10条 利用者は、連帯保証人を定めるものとします。

- 2 前項の連帯保証人は、本契約に基づく事業者に対する債務について、利用者及び家族と連帯して履行の責任を負うとともに、事業者が定めるところに従い、協議します。

### (保険給付の請求のための証明書の交付)

- 第11条 事業者は、利用者に対して提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて利用者から利用料の全額の支払いを受けた場合、利用者に対し、サービス提供証明書を交付します。
- 2 サービス提供証明書には、提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載します。

### (契約の終了)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- (1) 利用者の要介護状態ないし要支援状態区分が、自立と認定されたとき。
- (2) 利用者が入院したとき。
- (3) 第12条に基づき、利用者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (4) 第13条に基づき、事業者から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (5) 利用者が、介護保険施設へ入所したとき。
- (6) 利用者が死亡したとき。

### (利用者の解約権)

- 第13条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、30日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

### (事業者の解約権)

- 第14条 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、もはや第1条に定めるこの（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス利用契約の目的を達することが不可能となった場合、7日以上予告期間をもってこの契約を解除することができます。
- 2 利用者および連帯保証人が、本契約に定める利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず14日以内に支払われない場合、この契約を解除することができます。

### (損害賠償)

- 第15条 事業者は、利用者に対する（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスの提

供に当たって、万が一事故が発生し、利用者または利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者または利用者の家族に過失がある場合は、賠償の責は負えません。

- 2 事業者は、万が一の事故発生に供えて損害賠償責任保険に加入しています。

#### (緊急時の対応)

第16条 事業者は、(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医または協力医療機関と連絡を取り、救急治療あるいは救急入院など必要な措置を講じます。

- 2 前項の場合、事業者は連帯保証人に直ちに連絡します。

#### (秘密保持)

第17条 事業者の従業員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者および利用者もしくは連帯保証人に関する個人情報の利用目的を「別紙2」のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- (1) サービス提供困難時の事業者間、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所、地域包括支援センター(介護予防支援事業所)等との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

#### (苦情処理)

第18条 利用者または利用者の家族は、提供された(介護予防)小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談窓口で苦情を申し立てることができます。

- 2 利用者は、介護保険法令に従い、市町村および国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 3 事業者は、利用者が1項または2項の苦情申立を行った場合、これを理由として利用者に対して何らの差別待遇もいたしません。

- 4 事業者は、利用者から提供した（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービスについて利用者または利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に 対処し、サービスの向上、改善に努めます。

**（協議事項）**

第19条 本契約に定められていない事項については、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と連帯保証人および事業者と協議するものとします。

**（合意管轄）**

第20条 この契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、岐阜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることにあらかじめ合意します。

契約の証として本契約書を2通作成し、利用者・事業者は記名押印の上、各自その1通を保有します

## 小規模多機能型居宅介護 ひとい木 料金表

### 2. 介護予防給付適用内の費用

介護予防小規模多機能型居宅介護費(単位)	要支援1	要支援2
同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	3,450	6,972
同一建物に居住する者に対して行う場合	3,109	6,281

加算	初期加算	利用開始日から30日以内の期間について算定	30単位/日
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して、担当者を定めサービスを提供した場合に算定	450単位/月
	総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)	利用者や家族等の状況の変化に応じ、随時、多職種で計画書の見直しを行った場合。また、日常的に地域住民と交流を図り行事や活動等に積極的に参加している場合に算定	1200単位/月
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	医師や理学療法士等が利用者宅を訪問し、身体状況等の評価を共同で行い、介護支援専門員が介護計画を作成した場合に算定	200単位/月
	口腔・栄養スクリーニング加算	6月ごとに口腔・栄養の状態について確認を行い、情報を介護支援専門員に提供している場合に算定	20単位/6ヶ月に1回を限度
	科学的介護推進加算	利用者ごとの心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出して、必要な情報を活用した場合に算定	40単位/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減の方策を検討する委員会を開催した場合。見守り機器等のテクノロジーを導入した場合。年1回データ提供した場合に算定	100単位/月
	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		10単位/月
	サービス体制強化加算(Ⅰ)	介護福祉士が70%以上or勤続10年以上の介護福祉士が25%以上いる場合に算定	750単位/月
	サービス体制強化加算(Ⅱ)	介護福祉士が50%以上いる場合に算定	640単位/月
	サービス体制強化加算(Ⅲ)	介護福祉士が40%以上or常勤職員が60%以上or勤続7年以上の者が30%以上いる場合に算定	350単位/月
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ1)	介護現場で働く介護職員の一定要件以上の処遇改善を図った場合に算定	1ヶ月の単位数×17.1%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ2)	介護現場で働く介護職員の一定要件以上の処遇改善を図った場合に算定	1ヶ月の単位数×18.6%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ1)	介護現場で働く介護職員の一定要件以上の処遇改善を図った場合に算定	1ヶ月の単位数×16.8%
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ2)	介護現場で働く介護職員の一定要件以上の処遇改善を図った場合に算定	1ヶ月の単位数×18.3%

※ 地域区分【6級地】1単位(10.33円) 端数処理等にて、多少差が生じます

※ 利用料の負担割合については介護保険負担割合証に基づいたものとします

### 3. 介護保険給付適用外の費用

実費	食費	朝食	420円/1食
		昼食	640円/1食
		夕食	640円/1食
	宿泊費	2,100円/1泊	
	洗濯代	100円/1回	
	理美容代、おむつ代など	その他、実費	

### 4. 合計の費用

要介護度1～5の方

「1. 介護保険給付適用内 + 3. 介護保険給付適用外の費用」が1ヶ月の費用になります。

要支援1～2の方

「2. 介護予防給付適用内 + 3. 介護保険給付適用外の費用」が1ヶ月の費用になります。

## 友愛会における介護サービスの提供に必要な 個人情報の利用目的

### ■ 施設・事業所内での利用

1. 利用者さんに提供する介護サービス
2. 介護保険事務
3. 入退所等の管理
4. 会計・経理
5. 介護事故・緊急時等の報告
6. 利用者さんへの介護・医療サービスの向上

### ■ 他の介護事業所等への情報提供を伴う利用

1. 他の病院、診療所、薬局及びその他の居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、行政等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
2. その他の業務委託
3. ご家族等への心身の状況説明
4. 保険事務の委託
5. 審査支払機関へのレセプトの提出
6. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
7. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### ■ その他の利用

1. 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関・評価機関等への情報提供
3. 施設内において行われる学生等の実習への協力
4. 学会・学術誌等への発表・報告

なお、特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌等での報告は、氏名・生年月日・住所等を消去し匿名化いたします。匿名化が困難な場合については、本人の同意を得ます。

### <補足事項>

- 上記のうち、個人情報の利用について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当者までお申し出ください。
- お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

## 重度化対応（看取り介護）に関する指針

### 1 当事業所における考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、より良い生活の質（QOL）を共に追求していくケアに努めます。
- (2) できる限り当事業所においての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。 ※ やむを得ず、当事業所での生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

### 2. 重度化対応の体制

#### (1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保します。

##### ① 看護職員の体制

看護職員は、当事業所に配置、勤務する者です。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

##### ② 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関名	岩砂病院・岩砂マタニティ
所在地	岐阜市八代1丁目7番地1
連絡先	058-231-2631

## (2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

### ① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、利用者・ご家族とともに生活支援の目標を定めま

す。

### ② ケア計画に沿ったケアの実施

利用者・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

### ③ ご家族・地域との連携家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化

しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

## 3 重度化対応に関する具体的支援内容

### ① 身体状況の変化の把握

各職種からの情報収集により、食事摂取状況や日常生活動作、バイタルサインの確認などにより早期の発見と対応に努めます。

### ② 各職種の参加によるカンファレンスを開催して介護・看護について計画書の修正あるいは変更を行います。

### ③ 主治医より、病状の説明を行い、今後の治療方針（インフォームドコンセント）と、希望する終末期をイメージする支援を行います（病院で可能な限りの延命治療を受けたい。もしくは施設において看取り介護を決定します）

\* 医療機関に入院することを希望された場合は、入院に向けた支援を行うと同時に、入院期間中における家賃等について明確にします（重要事項説明書参照）。

### ④ 主治医の指示のもと、必要時には「訪問看護」サービスについての導入を検討します（当事業所のサービスとは別に、個別の契約が必要となります）。

### ⑤ 利用者のご家族の意向を踏まえ、ターミナルに向けてプランを作成します。

身体的ケア

- ・医療体制、点滴・酸素吸入が必要とされる場合の確認とその他の医療処置の確認を行います。

- ・栄養と水分量の確保（食べる楽しみをどこまで維持し支援できるか）

- ・清潔（口腔ケア・入浴・部分浴・清拭・必要な被服の更衣や寝床空間の清潔を含む）
- ・排泄（尿意便意のある方に対する適切な排泄ケアと便秘に関する調整など）

#### 精神的ケア

- ・疼痛ケア
- ・コミュニケーション（感情の表出を助ける）
- ・環境整備（ご本人の趣味の物を置くなどの生活空間、またはプライバシーの確保・室温空調などに関して配慮します）

#### 家族に対する支援

- ・話しやすい環境
- ・家族関係への配慮
- ・希望や心配事への真摯な対応
- ・家族の身体的、精神的負担の軽減

## 4 看取り介護に関する事項

### ① 看取り介護の開始時期について

看取り介護の開始は、医師により、医学的知見において、回復の見込みがないと判断し、ご家族・ご利用者に病状説明および判断内容について説明を行い、利用者、もしくはご利用者の意思を代弁できる者が終末期を当該施設で過ごすことの同意を受けて実施するものとします。

### ② 看取り介護の同意と同意書を作成します（別紙参照）。

## 5 職員の教育・研修

医療関連専門職との連携で、利用者が重度化した場合のケアに対応できるよう、職員教育・研修に努めます。

（平成 31 年 4 月作成）

（令和 8 年 4 月改定）

## (介護予防) 小規模多機能型居宅介護ひとい木利用契約同意書

小規模多機能型居宅介護ひとい木を利用するにあたり、「(介護予防) 小規模多機能型居宅介護ひとい木利用契約書」、「重要事項説明書」、「別紙1 ひとい木 料金表」、「別紙2 個人情報の利用目的」、「別紙3 重度化対応(看取り介護)に関する指針」を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを同意したうえで契約します。

令和 年 月 日

〈利用者〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

\_\_\_\_\_  
(代筆者)

(続柄 )

〈連帯保証人〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

別紙2 個人情報の利用目的を確認し同意します。

〈家 族〉

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

〈 事業所名 〉

住 所 岐阜市福光東3-10-8

法人名 医療法人社団友愛会

施設名 小規模多機能型居宅介護ひとい木

理事長 岩砂 智丈

【本契約第9条の請求書・明細書および領収書の送付先】〈本人・連帯保証人・家族〉

〒 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_